

平成30年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」
の結果について

1 調査の概要

(1) 調査目的

本調査は、神奈川県教育委員会が市町村立学校における体罰の実態を把握し、緊急事案に対して適切な対応を講ずることで、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、各学校で体罰の根絶に向けた取組をさらに進めることを目的として実施するものです。

本市におきましては、本調査を活用して本市教職員の体罰に対する認識を深め、体罰の根絶を図るために実施するものです。

(2) 調査主体 神奈川県教育委員会

(3) 実施主体 藤沢市教育委員会

(4) 調査内容 平成30年度の学校生活全般における教職員等による体罰の状況等

ア 教職員向け調査

(ア) 調査期間 平成31年1月11日(金)～1月26日(金)

(イ) 調査対象 全市立小・中・特別支援学校の校長・教頭・総括教諭・総括養護教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・臨時的任用職員・非常勤講師・サポート講師・部活動外部指導者 約1,880人

(ウ) 調査方法 自分の行った体罰や他の教職員等の体罰について、教職員用調査用紙に記入し、校長に提出する。校長はその内容について調査し、市教育委員会に報告する。

イ 児童生徒及び保護者向け調査

(ア) 調査期間 平成31年2月1日(金)～2月12日(火)

(イ) 調査対象 全市立小・中・特別支援学校児童生徒及び保護者

(在籍数 H31.1.4 現在)

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
	3,793	3,839	3,908	3,932	3,948	3,844	23,264
中学校	1年	2年	3年	—	—	—	—
	3,383	3,595	3,660	—	—	—	10,638
特別支援学校	小学部	中学部	高等部				
	63	32	40	—	—	—	135
合計	—	—	—	—	—	—	34,037

(ウ) 調査方法

学校を通して、全児童生徒に回答用紙（資料1参照）、保護者向け説明資料等（資料2参照）を配付。体罰があった場合のみ回答用紙に体罰のあった日時、態様等を具体的に記載し、直接教育指導課へ郵送又は教頭へ手渡しする。教頭は開封せずに、教育指導課あてに送付する。平成26年度までは選択式だったが、平成27年度から具体を詳細に記載してもらう形に改めた。

(5) 回答数

ア 教職員向け調査

(単位：件)

校種	平成30年度	平成29年度
小学校	1	0
中学校	0	1
特別支援学校	0	0
合計	1	1

イ 児童生徒及び保護者向け調査

(単位：件)

	平成30年度	平成29年度
校種	回答数(通)	回答数(通)
小学校	24	41
中学校	27	15
特別支援学校	1	1
合計	52	57

(6) 平成30年度児童生徒及び保護者向け調査における
回答の種類及び再調査を依頼した数

(単位：件)

校種	平成30年度		平成29年度	
	総数	再調査依頼数	総数	再調査依頼数
小学校	24	14	41	9
中学校	27	8※	15	5
特別支援学校	1	0	1	1
合計	52	22	57	15

※中学校1件に2名の対象者の記載があり、件数は8件だが対象人数は9名

(7) 再調査の依頼から除外した案件

ア 文部科学省の「体罰について」(資料3参照)に基づいて、体罰とは判断されないもの

(具体例)：注意を聞き入れない児童生徒を指導のため、他の場所に移動させようとし、本人が動かなかつた場合に引っ張る。

- イ 事実が特定できないもの
(具体例)：記載されている事項から、具体が判断できない
- ウ 調査期間外の報告

(8) 再調査方法

校長による該当教諭又は児童生徒への事実の確認と、教育委員会による保護者への聞き取り

2 再調査結果について

(1) 教職員向け調査

※特支（特別支援学校） (単位：人)

	平成30年度				平成29年度			
	小学校	中学校	特支	計	小学校	中学校	特支	計
体罰	0	0	0	0	0	0	0	0
不適切な指導	1	0	0	1	0	1	0	1
不適切な指導につながる可能性のある事案	0	0	0	0	0	0	0	0
事実が認められなかったもの	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	1	0	1	0	1

(2) 児童生徒及び保護者向け調査

(単位：人)

	平成30年度				平成29年度			
	小学校	中学校	特支	計	小学校	中学校	特支	計
体罰	0	0	0	0	0	0	0	0
不適切な指導	7	6	0	13	4	1	0	5
不適切な指導につながる可能性のある事案	4	1	0	5	1	4	0	5
事実が認められなかったもの	3	2	0	5	4	0	1	5
合計	14	9	0	23	9	5	1	15

表中の「不適切な指導」は体罰につながる可能性のある指導や暴言等
「不適切な指導につながる可能性のある事案」は強い口調での指導等

3 再調査を受けての対応

「不適切な指導」「不適切な指導につながる可能性のある事案」を行った教職員18人に対しては校長により指導を行った。その中で、2人の教職員については、教育指導課長による指導を行った。

4 考察

前回の調査に比べ学校へ再調査を依頼した件数は増加している。再調査の結果についても、体罰にはあたらないまでも不適切な指導にあたる件数が増加していることは課題である。不適切な指導の中には、体罰につながる可能性のあるものも見られることから、自分自身の指導について自覚できるような各種研修会や担当者会、職員会議等において意識づけを行い、校内において指導や注意を行っていく環境にしていく必要がある。

児童生徒、保護者からの回答には、教職員の言葉の暴力によって精神的苦痛を受けたという記載もあった。子どもの人格を尊重する意識啓発が今後も必要で、平成25年7月県の「体罰防止ガイドライン」では、「人格を否定するような暴言」「大きな声や威圧的な態度等高圧的な指導」「無視やいやがらせ」等、児童生徒を深く傷つける行為は不適切な指導としている。このことを教職員は自覚し、体罰防止・不適切な指導根絶に向けて、管理職を中心に教職員全体がチームで取組み、すべての子どもたちの人権が尊重され、丁寧な対応で児童生徒や保護者・地域に信頼される学校づくりを一層進めていく必要がある。

5 平成31年度における取組

「体罰や不適切な指導」は絶対あってはならないという認識を定着させるため、次のとおり取り組む

- (1) 教職員の人権意識の向上を図るため、教職員が相互に意見交換を行い、主体的に取り組む研修を実施する。
- (2) 各年次経験者研修や各種担当者会、また事故防止研修会等において、体罰によらない指導、言葉の暴力など不適切な指導についての講話を実施し、研修を深める。
- (3) 新採用教員に対し「藤沢市立学校児童生徒指導の手引き 改訂版」(2014年4月改訂)を配付する。その際、体罰や不適切な指導の事例を示し認識させ、防止に努める。
- (4) 教育委員会が作成した「体罰事案につながる恐れのある事例集」や県の資料を活用し、体罰によらない指導方法の研修を実施する。
- (5) 部活動の各専門部会において、「一人ひとりを認め尊重する指導」についての講話を実施する。
- (6) 藤沢市教育文化センターでの土曜研修講座等において、初任者、臨時的任用職員、非常勤講師等、経験の浅い教員へ体罰によらない指導の留意点を学ぶ研修を実施する。

回答用紙

平成30年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査

藤沢市立 小学校 年 組 児童名 ()

※学校名と学年は必ず記入してください 名前は書かなくてもかまいません

1. 体罰を受けたことがある

(1) 体罰を受けたのはいつ頃ですか 平成 年 月 日 頃 (はっきりしない場合はおおよそでかまいません)	(2) 教職員は誰ですか	(3) 記入したのは誰ですか 本人 保護者 その他 該当するところを丸で囲んでください
(4) 何をしているときですか		(5) 場所はどこでしたか
(6) どんなことをされましたか		
(7) どこがどのようにいたくなりましたか		

2. 体罰を受けているのを見たことがある

(1) 体罰を受けていたのはいつ頃ですか 平成 年 月 日 頃 (はっきりしない場合はおおよそでかまいません)	(2) 教職員は誰ですか	(3) 記入したのは誰ですか 本人 保護者 その他 該当するところを丸で囲んでください
(4) 何をしているときですか		(5) 場所はどこでしたか
(6) どんなことをされていまいましたか		
(7) 誰が体罰を受けていまいましたか		

3. 体罰について、教育委員会に伝えたいことがありましたら、記入してください

--

※教育委員会からすぐに連絡がほしい場合には、連絡先をご記入ください ()

記載事項がない方は、提出の必要はありません

のりづけ

☆たにおり

のりづけ

☆たにおり

のりづけ

☆たにおり

のりづけ

☆たにおり

2019年（平成31年）2月1日

保護者の皆様へ

藤沢市教育委員会

平成30年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」実施のお願い

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本市の学校教育行政の推進につきまして、日ごろからご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本市教育委員会では、このたび学校における体罰の実態を把握し、体罰根絶に向けた取り組みを進めるため、神奈川県教育委員会の依頼により「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」を実施することとしました。

保護者の皆様におかれましては、調査の実施についてご理解いただくとともに、お子様がお自宅で回答する際には、下記の【留意点】をお読みいただき、ぜひ協力しながらご回答くださいますようお願いいたします。お子さま本人で記入することが難しい場合には、保護者と一緒に記入ください。

また、保護者の皆様におかれましても、体罰について教育委員会に伝えたいことがありましたら、回答用紙にご記入くださいますようお願いいたします。

【留意点】

■ 現在、体罰を受け困っている児童・生徒の皆さんは、一人で悩まず保護者の方に相談をしましょう。保護者の皆様は、ぜひ学校の管理職の先生にご相談ください。

また、次の機関でも相談を受け付けています。

◇藤沢市教育委員会 教育指導課 連絡先 (0466) 25-1111

(市役所代表番号)

◇藤沢市学校教育相談センター 連絡先 (0466) 50-3550

■ 児童・生徒のみなさんから、体罰の被害の状況などをお聞きして、今後の取組みに役立てていきたいと考えています。体罰を防止するためにご協力ください。

■ どのような行為を「体罰」とするかについては、別紙③をご覧ください。

■ 個人情報などについては、秘密を守りますので、体罰を受けたり、見たりしたことがある場合には、事実を記入してください。ただし、実際にあった体罰にしっかりと対応するため、場合によっては、お話をお聞きするなどご協力をお願いすることがあります。

■ 回答する際に気を付けてほしいことは次のとおりです。

- 1 回答は、学校ではなく、自宅などで記入してください。
- 2 平成30年4月1日からこれまでの学校生活での出来事について、回答できる範囲で回答してください。
- 3 回答はすべて、別紙の回答用紙に記入してください。詳しい状況を把握するためにも、答えられる範囲で具体的に記入してください。
- 4 学年と学校名は、必ず記入してください。氏名は無記名でも構いません。
- 5 回答用紙が封筒になりますので、記入が終わりましたら、三つ折りしてのりづけし、2月12日（火）までに郵便ポストに入れてください。なお、学校に提出しても構いませんが、その場合には必ず教頭先生に直接提出してください。
提出された回答用紙は、学校では開封せずに教育委員会に提出されます。
- 6 根拠のない噂や悪口ではなく、事実を記入してください。
- 7 保護者の皆様におかれましても、体罰について教育委員会に伝えたいことがありましたら、記入してください。
- 8 体罰を受けたり、見たりしたことがない場合は、回答用紙を提出する必要はありません。

■ 調査の内容について、教育委員会から至急連絡をしてほしい場合は、回答用紙に連絡先を記入してください。

■ 本調査は全員に対して行いますが、該当しない方は提出の必要はありません。

■ この調査に関する問い合わせ先
藤沢市教育委員会 教育指導課 連絡先 (0466) 25-1111
(市役所代表番号)

※ どのような行為を「体罰」とするかについては、文部科学省から次のように示されています。
「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」抜粋

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・ 試合中に相手のチームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

※ 児童・生徒から質問された場合には、これをもとに児童・生徒に判断させてください。